

生活に困っている人へ、支援があります

※2020年5月1日時点のものです。これからも新しくなります。

お金（生活するお金、会社・事業を続けるためのお金）に困っているとき

● 特別定額給付金（※呼び方が変わるかもしれません）

2020年4月27日の「住民基本台帳」に記録がある人に、1人に10万円を給付します。

※申請の受付の開始日から3ヶ月以内に申請してください。給付開始日は各市区町村で決定されます。

P. 3

● 子育て世帯への臨時特別給付金（0歳～15歳の子どもがいる家庭）

子育て世帯（0歳～15歳の子どもがいる家庭）の生活を支援します。

児童手当をもらっている世帯にお金を支給します。

P. 4

● 緊急小口資金・総合支援資金（生活するお金の支援）

新型コロナウイルス感染症によって、仕事を休んだ人、仕事がなくなった人が生活するお金で困っているとき、お金を貸します。

P. 5

● 持続化給付金（中小事業主・個人事業主のための支援）

新型コロナウイルス感染症によって、とてもお金に困っている事業者に、事業を続けるためのお金を支給します。

P. 6

● 実質無利子・無担保融資（個人事業主のための支援）

新型コロナウイルス感染症によって、お金に困っている個人事業主等（事業性のあるフリーランスの人も含みます）に、無担保・無利子のお金を貸します。

P. 7

● 社会保険料等の猶予

社会保険料、税金、公共料金等を、あとで払うことができます。

P. 8

～11

● 住居確保給付金（家賃の支援）

新型コロナウイルス感染症によって、仕事をやめたり、仕事がなくなったので、住む家がなくなるかもしれない人に、しばらくの間、家賃と同じくらいのお金を支給します。

P. 12

● 生活困窮者自立相談支援事業

いろいろな問題で生活に困っている人に、その人に合う支援をします。

P. 13

● 生活保護

生活に困っている人が、最低限度の生活ができるよう、自分で生活することができるよう支援します

今の収入に応じて、生活するお金、住むためのお金などを支給します。

P. 14

生活に困っている人へ、支援があります

新型コロナウイルスへの感染等によって、仕事を休むとき

● 傷病手当金

「健康保険」等に入っている人が、病気やケガで仕事を休んだとき、4日目の休みからの収入を支援します。

P.15

● 休業手当

会社に責任のある理由で仕事を休んだとき、会社が、あなたの休みの間の給料（平均賃金の60%以上）を払います。

P.16

● 雇用調整助成金

お客様や注文が減って、売ったり作ったりする量が減った会社が、雇っている人をやめさせるのではなく休ませて「休業手当」を払ったとき、そのお金の一部を国が払います。

P.17

小学校等が休みのため子どもの世話を必要なとき

● 小学校休業等対応助成金（労働者を雇っている事業主への支援）

小学校等が休みになり、その小学校等に通う子どもの世話をすることになった「労働者（保護者）」が給料をもらいながら休んだとき、事業主にお金を支給します。

P.18

※この給料が出るお休みは、法律で定められた「年次有給休暇」ではありません。

● 小学校休業等対応支援金（仕事の委託を受けて個人で仕事をする人への支援）

小学校等が休みになり、その小学校等に通う子どもの世話をする「仕事の委託を受けて個人で仕事をする保護者」に、仕事ができなかった日に、お金を支給します。

P.19

● 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

小学校等が休みになり、ベビーシッターを利用するとき、利用料金の一部を支援します。個人で仕事をしている人も利用できます。

P.20

～21

特別定額給付金（※呼び方が変わるかもしれません）

みなさまの生活を支援するため、各市町区村から、1人に10万円のお金を給付（支給）します。

■ 給付の対象者

2020年4月27日の「住民基本台帳」に記録がある人

■ 給付するお金

1人に、**10万円**

■ お金をうけとるとき

世帯主がまとめて申請してください。

■ 申請の方法・給付の方法

申請するとき、(1)か、(2)のどちらかを選んでください。

(1) 郵送申請方式

市区町村から申請書が郵送で届きます。申請書に振込先口座を書いてください。この申請書と、本人確認書類と振込先口座の確認書類の写し（コピー）を市区町村に郵便で送ってください。

(2) オンライン申請方式（マイナンバーカードを持っている人が利用できます）

マイナポータルの画面から振込先口座を入力してください。それから、振込先口座の確認書類をアップロードしてください。

お金は、申請する人の銀行口座へ振込みます。

※窓口で申請できる場合もあります。

■ 申請する日・お金の給付が始まる日

市区町村で違います。

申請は、「郵送申請方式」の受付開始日から3か月以内に申請してください。



● 聞きたいことがある人は、

コールセンターに電話してください。

0120-260020

（フリーダイヤル応答時間帯：毎日9:00～18:30）

子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症によって、困っている子育て世帯（0歳～15歳の子どもがいる家庭）の生活を支援します。児童手当をもらっている世帯に、「子育て世帯への臨時特別給付金」を支給します。

■ 対象者

2020年4月分（3月分を含みます）の児童手当をもらっている人

※対象の子どもは、2020年3月31日までに生まれた人です。2020年3月まで中学生だった人（新高校1年生）も含みます。

■ 支給するお金

対象の児童1人に、**1万円**

2020年3月31日に住んでいた市町村からお金を支給します。

※新高校1年生は、2020年2月29日に住んでいた市町村から支給します。

※2020年4月1日よりあとに引っ越した人は、引っ越す前の市町村に聞いてください。

■ 申請の方法

申請をしなくてもいいです。

対象者に、2020年3月31日に住んでいた市町村から連絡します。

※2020年4月1日よりあとに引っ越した人は、引っ越す前の市町村に聞いてください。

※公務員の人は、あなたが働いている庁に支給対象者かどうか聞いてください。そのあとで、あなたが住んでいる市町村に申請してください。



● 聞きたいことがある人は相談してください

- ・ 2020年3月31日（新高校1年生は2020年2月29日）にあなたが住んでいた市町村の「子育て世帯への臨時特別給付金」の窓口
- ・ この制度のくわしいことは、

子育て世帯への臨時特別給付金センター

0120-271-381

受付時間 9:00～18:30（土、日、祝日を除く）

緊急小口資金・総合支援資金（生活するお金）

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症によって、仕事が休みになった人、仕事がなくなった人などが生活するお金に困っているとき、お金を貸します。

■ 緊急小口資金（主に、仕事が休みになった人）

少ない金額の、生活するためのお金を貸します。

対象者 新型コロナウイルス感染症によって、仕事が休みになったので収入が少なくなった世帯

※新型コロナウイルス感染症によって収入が少なくなったときは、仕事が休みでない人も対象です。

貸すお金 子どもの学校等が休みになった人や個人事業主等は、20万円まで
その他の人は、10万円まで ※無利子です。保証人はいりません。

償還期限 2年以内に返してください。
(お金を返し始めるまでの期間は1年以内です)

■ 総合支援資金（主に、仕事がなくなった人）

生活ができるようになるまで、生活するためのお金を貸します。

対象者 新型コロナウイルス感染症によって、収入が少なくなったり、仕事がなくなったりした世帯

※新型コロナウイルス感染症によって収入が少なくなったときは、仕事が休みでない人も対象です。

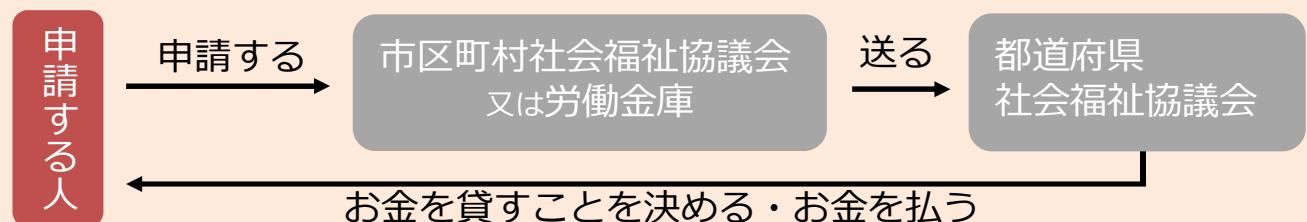
貸すお金 (2人以上の世帯) 月20万円まで (1人の世帯) 月15万円まで
(貸す期間：3か月以内) ※無利子です。保証人はいりません。

償還期限 10年以内に返してください。
(お金を返し始めるまでの期間は1年以内です)

※ 1 お金を返すとき、まだ所得が減ったままの「住民税非課税世帯」の人は、お金を返さなくていいです。

※ 2 はじめに「緊急小口資金」で最大20万円を借りたあと、まだ収入が減ったままのとき、さらに「総合支援資金」で、2人以上世帯に20万円まで、3か月間借りることができます。（最大80万円）

手続きの流れ



● 聞きたいことがある人は相談センターに電話してください。

0120-46-1999 ※ 9:00～21:00 (土日・祝日含む)

● 申請する人は住んでいる市区町村社会福祉協議会か、労働金庫に電話をしてください。※ 郵送もできます。



※ HPIに書いてあります。右のQRコードから見たり、インターネットで調べてください。

持続化給付金

新型コロナウイルス感染症拡大によって、とてもお金に困っている事業者に、事業を続けるためのお金を支給します。

■ 対象者

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、
売上が前年の同じ月とくらべて、**50%以上**減った事業者※

※ 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者が対象です。 資本金10億円以上の大企業は除きます。
また、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も対象です。

■ 支給するお金

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

(ただし、昨年1年間の売上から減った金額分を上限に支給します。)

支給するお金の計算方法

前年の総売上金額
(事業収入金額)

—

売上が前年の同じ月とくらべて
50%以上減った月の売上金額
×12ヶ月



持続化給付金事業 コールセンター

直通番号：0120-115-570 IP電話専用回線：03-6831-0613

受付時間：8時30分～19時00分

※5月・6月（毎日）、7月から12月（土曜日を除く）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>

【申請サイト】

「持続化給付金」の事務局HP

<https://www.jizokuka-kyufu.jp>



【申請要領・よくあるお問合せ等】

上記の事務局HPまたは、経済産業省HPよりご確認いただけます。

経済産業省HP（持続化給付金）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>



実質無利子・無担保融資（事業のためのお金）

新型コロナウイルス感染症によって、業績が悪くなった個人事業主等（フリーランスも含みます）に、無利子・無担保のお金を貸します。

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」と「特別利子補給制度」を組み合わせた支援です。

新型コロナウイルス感染症特別貸付

▶ 新型コロナウイルス感染症によって、一時的に業績が悪くなった個人事業主（フリーランスを含む）に、お金を貸します。

例えば、最近1ヶ月の売上高が、前年か前々年の同じときと比べて5%以上減った等

資金の使い方 | 運転資金、設備資金に使ってください。無担保のお金です。

貸付の期間 | 設備資金は20年以内、運転資金は15年以内に返してください。
(据置期間は5年以内です)

融資限度額（別枠） | 中小事業は3億円まで、国民事業は6,000万円まで貸します。

金利 | はじめの3年間は基準金利▲0.9%です。4年目からは基準金利です。
(利下げの限度額は、中小事業1億円まで、国民事業3,000万円まで)

● 平日に相談してください。

日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫融資第二部中小企業融資第一班：098-941-1785

● 土日・祝日に相談してください。

日本政策金融公庫：0120-112476（国民生活事業）、0120-327790（中小企業事業）

沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795

特別利子補給制度

！ 申請はまだ始まっていません。

▶ 日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」でお金を借りた個人事業主（フリーランスを含みます）等が支払った利子を補給します。

利子補給の期間 | 最初の3年間

利子補給の対象の上限 | 中小事業は1億円まで、国民事業は3,000万円まで

● 中小企業金融相談窓口に相談してください。

0570-783183

（平日・休日9:00～17:00）

社会保険料等の支払いが猶予できます ①

厚生年金保険料等の支払いを猶予します

1. 換価の猶予

「厚生年金保険料」等を払うと事業を続けることができないとき等は、保険料等の納付（払うこと）を待ってもらうことができます。納期の期限から6ヶ月以内に年金事務所へ申請してください。

2. 納付の猶予

①～④のどれかにあてはまる人が、厚生年金保険料等を払うことができないとき、年金事務所に行って、地方厚生(支)局長へ申請してください。納付を待ってもらうことができます。

- ①財産（家や土地など）が災害を受けた、または盗難にあった
- ②事業主または同じ生計の親族が病気になった、またはケガをした
- ③事業をやめた、または休むことにした
- ④事業が大きな損をした

「1. 換価の猶予」や「2. 納付の猶予」が認められると、

- ◆ 払わなかった金額を猶予期間の各月に分けて払います。
- ◆ 財産の差押えや換価（売却等現金化）を待ってもらいます。
- ◆ 猶予期間中の延滞金の一部を払わなくてもいいです。

厚生年金保険料等の猶予制度の特例があります

新型コロナウイルス感染症によって事業の収入がとても減った事業主が申請すると、1年間、「厚生年金保険料」「労働保険料」等の納付（払うこと）を待ってもらうことができます。

【対象者】 2020年2月以降に、事業の収入が前年の同じときとくらべて、1か月以上のあいだ、20%以上減ったので、払うことができない事業主

【内容】 1年間、「厚生年金保険料」等の納付（払うこと）を待ちます。
無担保です。延滞金がかかりません。

※ 納付期限が、2020年2月1日から2021年1月31日までの「厚生年金保険料」等です。

「猶予制度」や「猶予制度の特例」を使う人は、年金事務所へ申請してください。 聞きたいことがある人は年金事務所に相談してください。

「猶予制度」について聞きたい人は、「厚生年金保険料納付猶予相談窓口」でも相談できます。申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

※ 「健康保険料」について聞きたい人は、

「協会けんぽ」に入っている人は「年金事務所」に相談してください。

「健康保険組合」に入っている人は「健康保険組合」に相談してください。

※ 「労働保険料」について聞きたい人は、「都道府県労働局」に相談してください。

● 聞きたいことがある人は相談してください

- ・年金事務所（下のURLか、右のQRコード）

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

- ・厚生年金保険料納付猶予相談窓口（下のURL）

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202004/20200422.html>



社会保険料等の支払いが猶予できます ②

■ 国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料(税)の減免等

新型コロナウイルス感染症によって、収入が減った人は、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料(税)の支援があります。あなたが住んでいる市区町村、年金事務所、国民健康保険組合に聞いてください。

i ● 聞きたいことがある人は相談してください

- 国民健康保険料(税)について
⇒あなたが住んでいる市区町村の国民健康保険担当課
(国民健康保険組合に入っている人は、その組合に相談してください)
- 後期高齢者医療制度の保険料について
⇒あなたが住んでいる市区町村の後期高齢者医療担当課
- 介護保険料について
⇒あなたが住んでいる市区町村の介護保険担当課
- 国民年金保険料について
⇒あなたが住んでいる市区町村の国民年金担当課、年金事務所

■ 国民年金保険料免除の特例

新型コロナウイルス感染症によって、収入が減った人は、「国民年金保険料」を払わなくてもいいかもしれません。

【対象者】 2020年2月以降に、収入がとても減って困っている人

【内容】 あなたが払っている「国民年金保険料」の全部か一部を払わなくてもいいです。
あなたが払っている「国民年金保険料」を払うこと待ちます。

【申請の方法】あなたが住んでいる市区町村の国民年金担当窓口へ申請してください。

※申請の書類は、日本年金機構のホームページからダウンロードができます。
※新型コロナウイルス感染症になるかもしれない、郵便で送ってください。

【受付が始まる日】 2020年5月1日

! 聞きたいことがある人は相談してください

- ・日本年金機構「ねんきん加入者ダイヤル」に電話してください。
TEL : 0570-003-004
※電話番号が「050-****」の電話の人は、03-6630-2525に電話してください。
- ・あなたが住んでいる市町村の国民年金担当課、年金事務所に相談できます。

社会保険料等の支払いが猶予できます ③

国税の支払いを猶予します

新型コロナウイルス感染症によって、国税を払うことができないときは、税務署に申請してください。支払いの猶予（先に延ばすこと）ができます。

申請の仕方が分からぬときは、国税局猶予相談センターに相談してください。
相談の時、以下のような国税が払えない理由をお伝えください。

【個別の理由】

- ① 2月以降、昨年よりも収入が減った
- ② 財産が災害によって損失した
- ③ あなたやあなたの家族が病気になった

猶予（先に延ばすこと）が認められたとき

- ◆原則、1年間、猶予があります。
- ◆猶予の間、延滞税が少なくなります。
- ◆財産を差押えたり、換価（売却）を待ってもらいます。

● 聞きたいことがある人は相談してください

国税庁（URL、右のQRコード）

https://www.nta.go.jp/english/tax_payment/01.htm



地方税の支払いを猶予します

1. 対象者

- ・納税者（あなたの家族を含みます）が新型コロナウイルス感染症の病気になったとき
- ・新型コロナウイルス感染症が原因で、下の①～④のとき

【個別の理由】

- ① 財産が災害によって損失したとき
- ② あなたやあなたの家族が病気になったとき
- ③ 事業をやめたり、休むことにしたとき
- ④ 事業で大きな損をしたとき

2. 換価の猶予ができます

新型コロナウイルス感染症によって、地方税を払うことができないとき、申請してください。換価の猶予（先に延ばすこと）ができます。

● 聞きたいことがある人は相談してください

あなたが住んでいる都道府県・市区町村

社会保険料等の支払いが猶予できます ④

電気・ガス料金の支払猶予等について

個人や企業が、新型コロナウイルス感染症によって、電気・ガス料金を支払うことが難しいとき、電気・ガスの停止の猶予（先に延ばすこと）など、支払いの猶予について対応していただけるよう電気・ガス事業者にお願いしています。

(※) 国が、電気・ガス料金のほか、水道・下水道、NHK、固定電話・携帯電話の使用料及び公営住宅の家賃を支払うことができないとき、支払いの猶予等をすることを、事業者へお願いしています。



● 聞きたいことがある人は相談してください

電気・ガス料金の支払いを困っている人は、契約されている電気・ガス事業者に相談してください。

電気料金の事業者(これから対応予定の事業者を含んでいます)

https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_electric.pdf



ガス料金の事業者(これから対応予定の事業者を含んでいます)

https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_gas.pdf



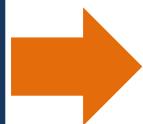
住居確保給付金（家賃の支援）

新型コロナウイルス感染症によって、困っている人に、しばらくの間、家賃を支給します。

住居確保給付金

現在の支給の対象者

- ・2年以内に、仕事をやめた人、事業をやめた人



拡大後

- ・2年以内に、仕事をやめた人、事業をやめた人
- ・自分の原因ではない理由で、収入が減った人（仕事をやめた人、事業をやめた人と同じ状態の人）

対象者

- ・2年以内に、仕事や事業をやめて、収入が減った人
- ・仕事や事業をやめて、収入が減った人と同じ状況の人

支給の期間

3か月間

※仕事を探すことをはじめにしている人は、さらに3か月延ばすことができます（9か月まで延ばすことができます）

支給するお金（東京都特別区の人のとき）1人の世帯：53,700円、
2人の世帯：64,000円、3人の世帯：69,800円

支給の条件

- 収入：あなたの世帯の収入の合計金額が、基準の金額より少ない。
基準の金額は、「市町村民税均等割」が非課税となる収入額の1/12 + 家賃額（住宅扶助特別基準額が上限）
(東京都特別区の人のとき) 1人世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、
3人世帯：24.1万円
- 資産：あなたの世帯の預貯金の合計金額が、基準の金額より少ない（そして、100万円より少ない金額です）。
(東京都特別区の人のとき) 1人世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、
3人世帯：100万円
- 仕事を探すとき：はじめに仕事を探してください。
※4月30日からは、申請するときにハローワークへ申込まなくてもいいです。

等

- i** ● 聞きたいことがある人・申請したい人は
あなたが住んでいる市町村の自立相談支援機関に相談してください。

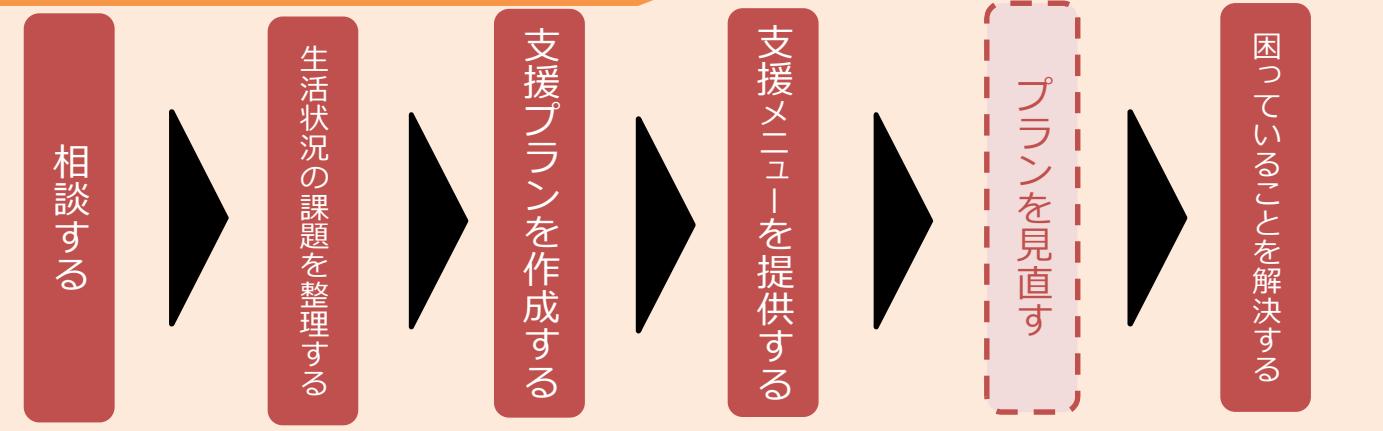
全国連絡先一覧 <https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>



生活困窮者自立支援制度

いろいろな問題があって、生活に困っている人に、その人にあう支援をします。

相談の流れ（自立相談支援事業）



支援メニューの例

仕事をする人への支援

- 仕事をしている人や仕事を探している人の相談をきいて、支援します。
- 仕事をすることが不安な人、コミュニケーションが苦手な人に、ワークショップをしたり、就労体験ができるようにします。

家計をよくするための支援

- あなたの家計の相談をきいたり、お金を借りる支援をします。
- 家賃、税金、公共料金等を払うことができない人に、給付制度等を使うことを支援します。

あなたが住む家への支援

- 仕事をやめてお金に困っている人、住む家がなくなった人、その心配がある人に、しばらくの間、家賃を給付します。※ただし、まじめに仕事を探している人に給付します。

生活するための支援

- 住む家がなくなった人に、しばらくの間、生活するための支援をします。



- あなたが住んでいる市町村や自立相談支援事業を実施する機関の窓口へ相談してください。

生活保護制度

「生活保護」の目的は、最低レベルの生活を保障することと自分で生活ができるよう助けることです。今の収入に応じて、必要な支援をします。

■ どのような方が生活保護を受けられるか

- 外国人については、以下の人があれ生活保護の対象になる可能性があります。
 - ・特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、難民認定された人などの日本国内での活動に制限のない人
- 「生活保護」を受けられるかについては、さまざまな決まりがあります。

あなたが住んでいる市区町村にある生活相談等の窓口（福祉事務所）に相談してください。例えば、以下のような状況にある人が受けられます。

 - ・ 不動産、自動車、預貯金等のうち、すぐに使うことができる資産がない人
※不動産、自動車は、保有してもいい場合があります。
 - ・ 仕事ができない、仕事をしていても生活するお金がたりない人
 - ・ 年金等の社会保障のお金をもらっても、生活するお金がたりない人
 - ・ 親族からの援助がある場合、「生活保護」より優先されます。
※「生活保護」を申請すると、福祉事務所のケースワーカーは援助できるのかを夫婦、中学3年生以下の子の親と会って確認します。
その他の親族については、書面で確認します。

※「生活保護」もらえるお金は、年齢、世帯の人数等によって決まっています。



■ 申請の方法

- あなたが住んでいる自治体の福祉事務所（生活相談等の窓口）に相談してください。
- 申請したら、福祉事務所の人があなたの家を訪問したり、資産を調べます。
そして、「生活保護」を受けられるかどうかを調べます。
- 調べたあと、申請してから14日以内に「生活保護」を受けられるかどうかが決まります。

■ 「生活保護」が始まった後

- 「生活保護」を受けている間、ケースワーカーが、1年に数回、あなたの家に行きます。
ケースワーカーの話を聞いてください。
- 「生活保護」を受けている間、あなたの収入を毎月、教えてください。
- 生活するお金のほか、上限はありますが、家賃のお金も支給します。
- 必要な医療、介護も受けられます。
- あなたの家のお金の使い方を相談したり、子どもの学習・生活するための支援、仕事の支援なども相談できる場合があります。



- あなたが住んでいる自治体の福祉事務所に相談してください。

傷病手当金

「傷病手当金」は、「健康保険」等に入っている人が、仕事ではない場所で、病気やケガで仕事を休んだとき、お金を支給します。新型コロナウイルス感染症になって、働くことができない人も利用できます。

- ・「新型コロナウイルス陽性」で入院している人
 - ・熱があり、仕事を休んでいる人

なども、「傷病手当金」を支給します。

支給の条件

次のすべての条件にあう人

- ① 仕事ではない場所で、病気やケガをして仕事ができない

※仕事や仕事に行くときに、病気やケガをした人は「労災保険」を申請してください。

- ## ② 4日以上仕事を休んでいる

※病気やケガを治すため、3日間続けて仕事を休んだ後、4日目からの休んだ日に支給します。

※最初の3日間の休みは有給休暇、土日祝等でもいいです。

支給の期間

支給が始まってから、最長1年6か月の間、支給します。

1日のお金

※給与の金額が、傷病手当金の支給の金額より少ないと、「傷病手当金」と給与の金額の差額の金額を支給します。

i ● 支給の条件や申請の方法は、あなたの「健康保険」の保険者に相談してください。

(※) 「国民健康保険」に入っている人は、

市区町村が、新型コロナウイルス感染症になった人に「傷病手当金」を支給することがあります。あなたが住んでいる市区町村にきいてください。

休業手当（労働基準法第26条）

会社は、会社の理由で、雇っている人を休みにするとき、休みの間の「休業手当」を払わなければいけません。「労働基準法第26条」で決まっています。

- 会社の理由で、雇っている人を休みにするときは、「雇用調整助成金」を使うことができます。休む人に「休業手当」を払ってください。そして、雇っている人が困らないようにしてください。

※「雇用調整助成金」は次ページをみてください。

■ 会社が「休業手当」を払うとき

- ▶ 会社の理由で、雇っている人を休みにするとき
- ▶ 「不可抗力で休みにする」ときは、会社は「休業手当」を払わなくてもいいです。

下の①と②の両方に当てはまるときが、「不可抗力で休みにする」です。

- ① 休みの原因が事業の外で起こった事故のとき
- ② 事業主が気をつけていても、起こった事故のとき

①は、「緊急事態宣言」のように、事業とは関係のないことが原因です。

②は、会社が休まないように、とてもがんばらなければいけません。

例えば、

- ・雇っている人を会社ではなく、自宅で働くことができるようになりますこと、これを十分に考えましたか。
- ・雇っている人がほかにもできる仕事があるのに、休みにしていませんか。

などから、判断されます。

そのため「新型コロナウイルス感染症の影響」だけが理由で、「休業手当」を払う義務がなくなりません。

■ 「休業手当」の金額

「休業手当」の金額

=

平均賃金
(仕事が休みになった日の前の3か月間に、その人に支払った賃金の総額を、その期間の総日数でわった金額)

×

100分の60
以上

※賃金が時給制や日給制、出来高払い等のときは、最低保障の金額が決まっています。



- 聞きたいことがある人は、相談してください。

特別労働相談窓口

新型コロナウイルス感染症の関係で、仕事がなくなりそうになったり、休みになった分のお金がもらえなくて困っている時などに相談ができます。



雇用調整助成金（特例措置）

新型コロナウイルス感染症によって、物を売ったり、作ったりする量が減ったので、雇っている人にしばらく休んでもらったり、トレーニングをして雇い続けたときに、「休業手当」などの一部を国が会社に払います。

■ お金を払う対象は会社（働く人を雇っている方）です

新型コロナウイルス感染症の影響で困っている会社

■ 特例措置の内容

2020年4月1日から2020年6月30日までの間に雇っている人を休ませたとき、

- ① 会社が払った「休業手当」の80%（大きい会社は67%）を国が払います。
 - ・人をやめさせないときは、90%（大きい会社は75%）に上がります。
 - ・都道府県知事から休むよう頼まれていて、働いている人を休ませたとき、最大100%に上がります（知事から休むよう頼まれているあいだ）。※ 1人1日、最大8,330円です。
- ② 雇っている人に教育や訓練（training）をしたときは、さらに1人1日2,400円（大きい会社は1,800円）お金を支払います。
- ③ 雇っている人が雇用保険に入っていないときも、お金を払います。

○会社がお金をうけとるためには、

- ④ 最近1か月の、物を売った量や作った量などが、その前の1年間のどこかの月と比べて、5%以上減っていなければなりません。
- ⑤ 雇っている人を休ませる前に、会社が、その間の「休業手当」をいくら払うかなどについて、雇っている人と約束しないといけません。

※1月24日から7月23日の間に新型コロナウイルス感染症の影響で雇っている人を休ませたとき、上に書いてある期間でなくとも、会社は、雇用調整助成金を使えます。



●支給の条件や申請の方法は厚生労働省ホームページを見てください。

●「雇用調整助成金」について聞きたい人は、コールセンターに電話してください。

0120-60-3999（受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む））



小学校休業等対応助成金（労働者を雇っている事業主の方向け）

新型コロナウイルス感染症によって、小学校等が休みになり、その小学校等に通う子どもの世話をすることになった労働者に給料が出るお休みを取らせた事業主に助成金を支給します。

■ 対象者は事業主です

①か、②の子どもの世話をする労働者に対し、お休みを取らせ、給料を出した事業主。

※この「給料の出るお休み」は法律で定められている「年次有給休暇」とは別のものである必要があります。

① 新型コロナウイルス感染症によって、休みになった小学校等（※）に通う子ども

※ 小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

② 新型コロナウイルス感染症にかかるなどして、小学校等を休む子ども

■ 支給の金額

$$\text{支給する} \quad \text{=} \quad \text{休んだ人に払った} \quad \times \quad \text{10分の10} \\ \text{お金} \qquad \qquad \qquad \text{給料相当額}$$

※ 支給の上限は1日に8,330円まで

■ 対象の日

2020年2月27日～6月30日の間に給料をもらいながら休んだ日

※ 春休み等、学校が開校する予定のなかった日等を除きます。

■ 申請の期間

2020年9月30日まで

※できるだけまとめて申請してください。



● 支給の条件や申請の方法は厚生労働省ホームページを見てください。

● 聞きたいことがある人は、電話してください。

新型コロナ 休暇支援 [検索](#)

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金 センター

0120-60-3999

受付時間：9：00～21：00 (土日・祝日含む)



小学校休業等対応支援金（仕事の委託を受けて個人で仕事をする人向け）

新型コロナウイルス感染症によって、小学校等が休みになり、子どもの世話をするために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者にお金を支給します。

■ 対象者は、仕事の委託を受けて個人で仕事をする人

①か、②の子どもの世話をする保護者で、一定の条件を満たす人。

① 新型コロナウイルス感染症のガイドライン等によって、休みになった小学校等（※）に通う子ども

※ 小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

② 新型コロナウイルス感染症にかかるなどして、小学校等を休む子ども

一定の条件

- 個人で仕事をする予定があった。
- 「業務委託契約」等で決められた仕事をして給料が支払われている。そして、発注者が仕事の内容、仕事を行う場所・日時などを決めている。

■ 支給の金額

仕事をすることができなかった日、1日に4,100円

■ 対象の期間

2020年2月27日～6月30日

※ 春休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除きます。

■ 申請の期間

2020年9月30日まで



- 支給の条件や申請の方法は厚生労働省ホームページを見てください。
- 聞きたいことがある人は、電話してください。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金センター

0120-60-3999

受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）



企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

(特例措置: 企業で働く人向け)

新型コロナウイルス感染症によって、小学校等が休みになり、保護者が仕事を休むことができないのでベビーシッターを利用したとき、利用料金を支援します。

■ 対象者

下の①～③にすべてにあう人。

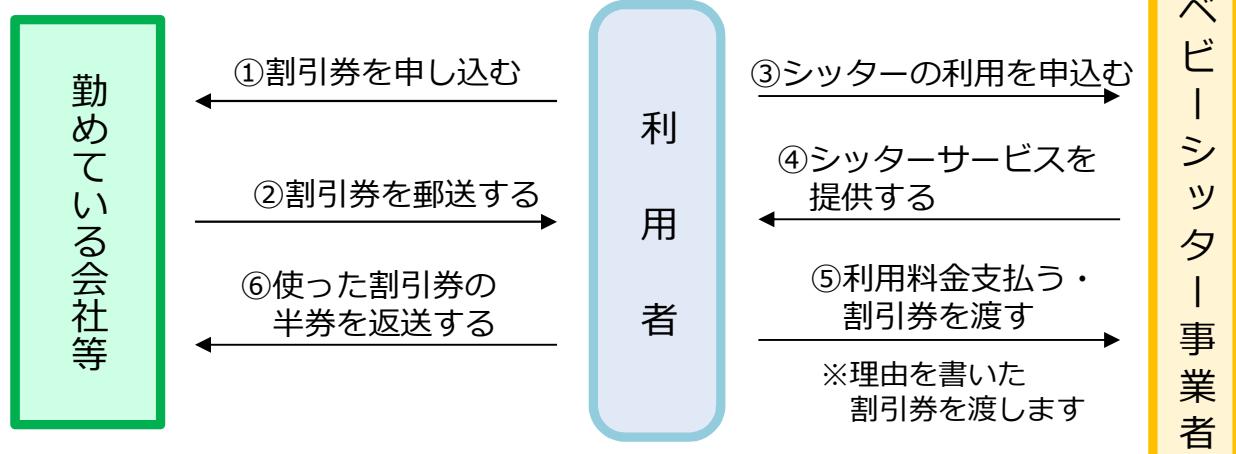
- ①民間企業等で働いている
- ②配偶者が仕事をしている人や、ひとり親の人が、仕事を続けるために、ベビーシッターを利用する
- ③新型コロナウイルス感染症によって、子どもが行く小学校や保育所等が休みになっている

■ 特例措置の内容

小学校や保育所等が休みになったときに使うことができる割引券(2,200円/枚)を支給します。

	<平常時>	<特例措置>
・ 1日の上限枚数	1枚/人	⇒ 5枚/人
・ 1か月の上限枚数	24枚/家庭	⇒ 120枚/家庭
・ 年間の上限枚数	280枚/家庭	⇒ 上限はありません

■ 申請の方法



●全国保育サービス協会ホームページを見てください。

<http://www.acsa.jp/>



企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

(特例措置: **個人で仕事をしている人**向け)

新型コロナウイルス感染症によって、小学校等が休みになり、保護者が仕事を休むことができないのでベビーシッターを利用したとき、利用料金を支援します。

■ 対象者

下の①～③にすべてにあう人。

- ①個人で仕事をしている（自営業、フリーランスなど）
- ②配偶者が仕事をしている人や、ひとり親の人が、仕事を続けるために、ベビーシッターを利用する
- ③新型コロナウイルス感染症によって、子どもが行く小学校や保育所等が休みになっている

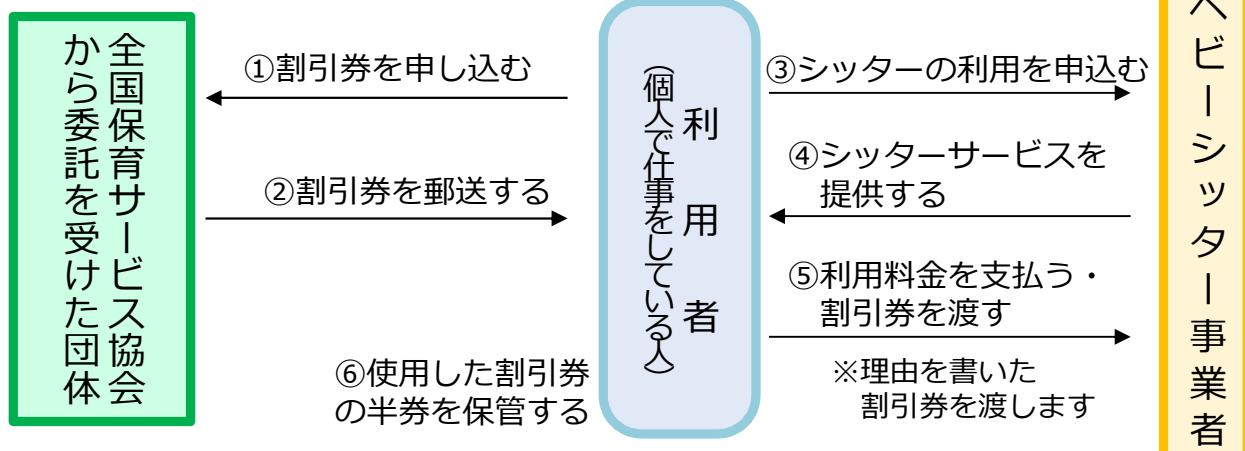
■ 特例措置の内容

小学校や保育所等が休みになったときに使うことができる割引券(2,200円/枚)を支給します。

＜平常時＞ <特例措置>

- ・1日の上限枚数 : 1枚/人 ⇒ 5枚/人
- ・1か月の上限枚数 : 24枚/家庭 ⇒ 120枚/家庭
- ・年間の上限枚数 : 280枚/家庭 ⇒ 上限はありません

■ 申請の方法



●全国保育サービス協会ホームページを見てください。

<http://www.acsa.jp/>



心配なこと、知りたいことを相談してください

仕事について相談したいとき

● ハローワーク

仕事を探している人はハローワークに相談してください。

仕事は、ハローワークインターネットサービスで探すこともできます。電話でもいいです。
ハローワークに来た人で生活や家に困っている人は、生活や家のことも相談できます。



労働問題（仕事がなくなりそうで困っている等）について相談したいとき

● 特別労働相談窓口等

あなたの都道府県の労働局に「特別労働相談窓口」があります。

新型コロナウイルス感染症の関係で、仕事がなくなりそうになったり、休みになった分のお金
がもらえなくて困っている時などに相談してください。電話でもいいです。

内定が取消しになった人、まだ入社できない人のため、「新卒応援ハローワーク」に「新卒
者内定取消等特別相談窓口」があります。相談してください。電話でもいいです。



心の健康について相談したいとき

● 精神保健福祉センター等】

あなたが心配していること（例えば、コロナのことが不安で眠れない、子どもの世話でス
トレスがたまる、など）を相談してください。電話でもいいです。



● 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

職場のメンタルヘルス（こころの健康）のホームページです。

メールや電話で、職場でのあなたの心の悩みや体調を相談できます。



DVや子育ての悩みを相談したいとき

● DV相談ナビ [TEL:0570-0-55210]

配偶者や恋人から暴力（DV）がある人、「つらい」「なにかおかしい」と感じている人、悩ん
でいる人は相談してください。



● 児童相談所・児童相談所虐待対応ダイヤル

【TEL：近くの児童相談所か、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」に電話してください。】



子育ての悩み、虐待などの相談があるひとは、電話で相談してください。

いろいろな悩みを相談したいとき

● よりそいホットライン等 [TEL:0120-279-338]

誰でも相談できます。あなたが悩んでいることを相談してください。
電話で相談してください。



● SNS等で相談できます

LINE、Twitter、FacebookなどのSNSや電話で相談できます。
誰でも相談できます。あなたが悩んでいることを相談してください。

